

監視専門調査会（第4回）議事録

1 日時 平成23年7月22日（金） 17:00～18:15

2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3 出席者

会長 鹿嶋 敬 実践女子大学教授

会長代理 山谷清志 同志社大学教授

委員 家本賢太郎 株式会社クララオンライン代表取締役社長

同 大谷美紀子 弁護士

同 奥山恵美子 仙台市長

同 二宮正人 北九州市立大学教授

同 畠中誠二郎 中央大学教授

同 原田 泰 株式会社大和総研顧問

同 松下光恵 静岡市女性会館館長

4 議題

(1) 平成22年（度）男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について

(2) 今後の議論の進め方について

（配布資料）

資料1 平成22年（度）男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について

資料2 監視専門調査会における今後のスケジュール（案）

資料3 監視専門調査会における当面のスケジュール（案）

資料4 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向

（参考資料）

参考資料1 苦情処理ガイドブック（平成23年1月）

5 議事録

○鹿嶋会長 第4回「男女共同参画会議監視専門調査会」を開催いたします。

最初の議題である「平成22年（度）男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について」について、議論をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○稼農調査官 机上に配布させていただいている緑の冊子「苦情処理ガイドブック」を使いまして、男女共同参画関係の苦情処理体制の骨格につきまして、まず簡潔に御説明をしたいと思います。

この冊子の表紙をめくっていただきますと「はじめに」という部分がございます。ここ

の2パラ目辺りに書いてありますが、この冊子は平成14年の男女共同参画会議の意見決定を受けまして、国や自治体の男女共同参画に関する苦情処理の実務の担当者の方、あるいは行政相談員、または人権擁護委員の方々の実務上の参考としていただくために、内閣府で平成16年から作成して配布しているものです。各省庁や各自治体から情報をいただきながら、毎年改訂しているものでございます。なお、この冊子につきましては、個々の苦情の処理対応部分を除いて、内閣府のホームページにも掲載をしているところでございます。

6ページに「2『施策についての苦情の処理』とは何か」とございます。

(1)の冒頭を読みます。男女共同参画社会基本法第17条では、「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。」と規定しております。

本条は地方公共団体には直接の適用はございませんが、基本法第9条に準用規定がございまして、地方公共団体には国の施策に準じた施策等を行う責務があることから、国と同様に苦情処理を行うことが望まれているということございまして、実際に各条例等で苦情処理等について規定している自治体が多いということでございます。

7ページの「(2)どのようなものが『施策についての苦情』に該当するか」ですが、ここにありますように、国や地方公共団体といった行政機関が実施する法律や条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度、施策の運用を含む業務運営の在り方についての国民、住民からの苦情（不平・不満、提案）等を言います。なお、現在の施策の在り方についての苦情はもちろんですけれども、今後の施策の実施を求めるものや提案なども含まれるということでございます。

21ページの「4 男女共同参画会議の役割」ですが、内閣府男女共同参画局では、国、地方公共団体それぞれに寄せられた苦情内容の傾向や施策の改善への反映状況等の情報を取りまとめて、定期的に男女共同参画会議の下に設置されています、当時の監視・影響調査専門調査会、現在の監視専門調査会に報告をしているということでございます。

本調査会ではこの報告を受け、苦情処理状況について審議するなどして、苦情内容が苦情処理制度を通じ施策の改善に反映されているかを注視していただいているということでございます。また、この調査会が重要と判断する苦情に関する重要事項につきましては、男女共同参画会議において調査審議して、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるという仕組みになっております。

全体の仕組みが2ページに図解してございます。苦情処理の状況については図にありますように、各省庁や自治体の御協力をいただきまして、下の方に「取りまとめ」と書いてありますが、苦情内容の傾向とか施策改善への反映状況を男女局で取りまとめまして、監視専門調査会へ毎年度報告ということになっております。今回の報告がこれに当たるとい

うことでございます。

「配布資料1の目次」という資料1につきまして、順次説明をさせていただきます。

1 ページ、資料1-1でございます。枠囲みにありますように、Ⅰが苦情内容等について、Ⅱが人権侵害事案等の把握についてでございます。この2つを今日は御報告させていただきます。

2 ページに色刷りの図が出ております。御参考ですが、体制的な話としまして「行政相談員に占める女性委員の割合の推移」と「人権擁護委員に占める女性委員の割合の推移」を示したものでございます。毎年度これも御報告させていただいております。

上の図にありますように、行政相談員につきましては、平成19年度辺りから女性割合は33%から34%でほぼ横ばいとなっております。下の人権擁護委員ですが、ご覧いただいたとおり、平成19年度辺りから40%台になっておりまして、増加傾向にございます。

3 ページ、これは都道府県・政令市の処理窓口の専従担当者の推移でございます。双方とも非常勤の割合はほぼ横ばいですが、人数は若干減少しているのが現状でございます。

1 ページに戻っていただければと思います。

「Ⅰ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等について」ですが、調査の対象機関はここに3つあります。総務省行政相談制度、各府省行政相談窓口等、内閣府で言えば、例えば男女局ということです。3つ目は、都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等でございます。

「2 調査対象となる苦情」でございますが、22年度中に処理を行ったもの、または同年度末において未処理のものを調査しております。

「3 把握内容」でございますが、受付年月日や申出者、区分、申出内容、処理結果等について報告をいただいているところでございます。

国に寄せられた苦情処理について御報告をしたいと思います。4ページに、国に寄せられた苦情処理件数を一覧表にしたものがございます。上の段の合計を見ていただきますと、22年度につきましては総計で507件となっております。下の段が年次推移でございます。平成21年度が1,662件ございまして、ここ数年で一番多くなっております。これは昨年度報告しましたが、平成21年は女子差別撤廃委員会の最終見解が出された年でもあり、第3次基本計画の検討開始の年だったこともあって、御意見等が多かったものでございます。

この507件の内訳ですが、基本計画の分野ごとに分けております。その内訳を見ますと多いのが、項目で言うと2番目「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」です。次に9番目「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、11番目「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」、5番目のワーク・ライフ・バランスの関係が多くなっております。

代表的なものを幾つか御紹介したいと思います。国の機関におけます女性幹部の登用促

進をもっと積極的にやりなさいという御意見がありました。

また、民法改正、選択的夫婦別氏制度について賛成であるという御意見や、反対であるという御意見等がありました。最近増えております DV 関係につきましては、DV の相談に関するものとか、被害者への支援についての御意見などが多く寄せられています。東日本大震災の被災地における予防措置や相談支援体制の確立についての要望も寄せられています。大まかなところは以上でございます。

資料 1 の 4 ページの一番下の段の一番下の※に書いてありますが、平成 22 年度につきましては、通常苦情処理と別に第 3 次基本計画の策定に向けての意見募集、いわゆるパブリック・コメントの募集を実施いたしまして、合計 1 万 3,289 件の御意見をいただいております。

7 ページに件数等の概要を載せております。ご覧のとおり、棒グラフで見いただきますと、意見の数が多かったのは第 2 分野の社会制度・慣行、第 8 分野の女性に対する暴力、第 10 分野の教育・学習、第 12 分野のメディアの関係が多くなってございます。このパブリック・コメントにつきましては、計画策定の議論の過程におきましても、当然のことながら基本問題・計画専門調査会の場におきまして、事務局より説明をさせていただいた上で、計画策定の議論を行っていただいたというものでございます。

5 ページは、自治体から情報をいただいているものでございます。対象は都道府県・政令指定都市でございます。表題の下にあります。今回、震災の関係もございまして、岩手、宮城、福島の 3 県は調査を実施しておりません。

5 ページの表は 22 年度中に処理をした苦情件数をまとめたものでございます。全体で見ますと合計数は 124 件、重複を除くと 109 件となっております。下の段は過去からの推移を見るために、各年度の新規受付件数等をまとめたものでございます。平成 22 年度は昨年度に比べまして、かなり数が増加しております。これは後ほど見ていただきますが、ある市におきまして 60 件弱の新規申出があったことで、かなり数が増えているのが特徴的でございます。この苦情処理の件の部分につきまして、代表的なものを 1 つ、2 つ御紹介させていただきたいと思っております。

ある県の条例についての改正要望、具体的には、苦情処理の申出についての取組強化を求める御意見でございます。これにつきまして、その県の男女共同参画審議会で審議がされまして、知事に対して審議会としての意見書が提出されて、それを受けまして、県では苦情処理についての要綱を改正しております。改正前は、苦情の申出があったときに、「知事が必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる」ということだったのを、「申出があったときは速やかに審議会に申出内容を報告する」等に改正がなされております。

もう一つ事例を御紹介します。これもある県で消防士や警察官の採用や募集に関しまして苦情が寄せられて、第三者機関である男女共同参画推進員 4 名が審議をして意見を公表しております。例えば消防職への女性の参画をより推進するために、より一層の広報をやりなさい、職場環境の充実等に取り組みなさいみたいなことを意見として公表されている

ということでございます。

次に、審議会以外の県の関与する実行委員会とか社会福祉協議会の役員の男女比に関するものがございます。これにつきましても同じように、男女共同参画推進員の意見として公表されているということでございます。

他には、市の広報誌への写真の掲載についての御意見などが多く寄せられており、これを契機として、いろいろな御意見があったこと聞いております。

資料1にお戻りください。6ページの体制等の整備状況でございます。こちらにつきましても、今回は震災の影響により、3県を除いて調査しております。

(1)にございますように、苦情処理体制は63の自治体で整備されています。今回は東北3県を調査対象から除いておりますが、例年の調査では3県とも体制整備がされていると承知しております。

(2)のとおり、処理体制の類型は庁内が最も多く、次に25の自治体が第三機関を取り入れているということでございます。

(4)の活用促進のための取組例についてはご覧のとおり、ホームページを始め、各自治体でいろいろな工夫をされているということでございます。

2つ目の報告、人権侵害事案等の被害者救済等の処理状況について、御説明をします。11ページの資料1-6をご覧ください。

「(1)法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談等件数」でございます。この法務省の人権擁護機関と言いますのは、法務本省、地方の法務局、各地域にいらっしゃる人権擁護委員の3つを言います。ここ数年の推移では女性の人権ホットライン、女性を被害者とする人権相談件数、人権侵犯件数とも微減しているというのが傾向でございます。

「(2)都道府県・政令指定都市における人権侵害相談等件数内訳」でございます。ご覧いただくと分かりますように、配偶者からの暴力に関する相談が最も多くて、平成21、22年は9万件前後となっております。

配偶者からの暴力の関係についてまとめた資料がございますので、13ページの資料1-7をご覧ください。これまで御説明をしました人権相談件数のうち、統計上可能なものについて、配偶者からの暴力に関する相談件数を機械的に集計したものです。先ほど説明しました女性の人権ホットラインについては、配偶者からの暴力という分類がありませんので、ここには含まれておりません。また、それぞれの相談ごとに定義も完全に一致しているわけでもございませんので、あくまで御参考ですが、足し込んでみたものでございます。

下の枠にグラフがありますが、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数が右肩上がりのグラフになっておりまして、7万件を超えております。これはDV法の施行が平成14年にされておりまして、それ以来、倍増しているということで、深刻な実態を表している数値であると理解しております。

一方、DV法の認知が高まってきているなど、国民の認識も高まるとともに、地方公共

団体におけます相談支援の体制が強化されまして、配偶者暴力相談支援センターの設置数が増加してきたこと等も相談件数増の背景にあるのではないかと考えられます。

なお、御参考ですが、14 ページに昨年度の補正予算で、男女局で実施しました配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業ということで、いわゆるパープルダイヤルの事業ですが、その実施状況について 14～15 ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 苦情処理とか人権侵害の救済という言葉が出てくるのですが、その辺りを御理解いただけましたでしょうか。国で言えば、男女共同参画への苦情があれば、国民の方で、例えば各府省の相談窓口、行政相談員、人権擁護委員に申し出てもらうというシステムがあり、人権侵害についても、法務局、人権擁護委員を始めとする法務省の人権擁護機関を通じた被害者救済システムがあるわけですが、同じようなシステムは地方自治体も持っているわけです。

今、事務局から大まかな説明をしていただいたのですが、質問あるいは御意見があればお伺いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○二宮委員 この苦情処理ガイドブックの 2 ページに苦情処理体制の図が載っているのですが、前身の監視・影響調査専門調査会の方から男女共同参画会議に重要と判断する苦情に関する事項等について意見が上がるとあります。過去どのようなものが上がったのかを少し教えていただければと思います。

○江原補佐 この苦情処理ガイドブックの中にも載っておりますけれども、115 ページをご覧いただきたいと思います。平成 14 年 10 月にこの調査会の前身であります苦情処理・監視専門調査会におきまして、男女共同参画に関する苦情処理等に関して調査審議をいただきまして、その結果を取りまとめたものでございます。

これにつきまして、ただいま御質問のありました 2 ページの専門調査会から参画会議に意見を申し上げて、この平成 14 年の取りまとめにつきましては、最終的には参画会議で意見決定がされております。

○二宮委員 総括的な意見を挙げるだけで、具体的な事案等について、特に監視をしているわけではないということですか。

○稼農調査官 関連で例えば今回のものにも 1 つ、2 つあったのですがけれども、政策方針決定過程への女性の参画拡大に関して、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について、職務指定があるから女性をなかなか登用できないということがありまして、これについて平成 17 年 12 月 26 日開催の第 21 回男女共同参画会議でこの審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について、重点的に監視することが決定されております。

これに基づいて当時の監視・影響調査専門調査会が各省庁等に対し調査を実施して検討した結果、平成 18 年 10 月 31 日の男女共同参画会議におきまして、審議会等の委員についての職務指定の在り方について、専門調査会の調査検討結果を踏まえた意見決定がなさ

れております。関係施策の着実かつ効果的な推進を図る観点から、今後、取組に向けて留意することが重要と考える事項として意見を述べるということで、登用が進むように各省にお願いをした経緯もございます。

○鹿嶋会長 女性の場合は「長」と付くポストにあまりいませんので、どうしても男性が多くなってしまいます。職務指定の場合、その辺りを弾力的な運用によって、女性の登用を促進するという事で関係各省庁から通達を出してもらったいきさつが過去にあります。

私が個人的にずっと見てきての話ですが、どうしても人権侵害は声に出しやすいのだと思うのです。自分で嫌だと思ったことは人権侵害の問題に入ってきますから。一方、行政の苦情処理は捕まえどころが難しいため、国民の方もよほど理解をしていないと、男女共同参画行政に対して苦情を言うまでには行かない。難しいので、件数も伸びないという悩ましい問題も過去にはあったようです。

○大谷委員 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理と、男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度との関係についてお伺いしたいのですが、問題意識としては、ちょっと離れたことを申し上げるかもしれないですが、例えば人権侵害救済法案、人権救済機関の議論の中で、個々の人権侵害の救済の申立てがなされたときに、個々の事案の解決への対応もさることながら、そこから浮かび上がってくる構造的な問題、あるいは施策に関する問題をある程度吸い上げて、それを国の施策に対する政策提言をしていく機能が人権救済機関に求められるのではないかという議論が一般的にされております。

それとの関係で、今日の御報告の中でお伺いしたかったのは、例えば施策についての苦情の中で、特に暴力の分野などですと、施策への御意見や苦情もあるのですが、さっきの資料を拝見しておりますと、個別事件の相談的なものも入っていたかと思えます。その場合はむしろ具体的な相談窓口を紹介するなどの形でつなげておられるのだと思いますが、逆のケースですね。資料1-6の人権侵害被害者からの相談があったときに、個別の事件の相談だけでも、それがむしろ施策の問題に関連するのではないかという端緒と思われる場合に、それを今度は施策への意見の方に取り込んでいくようなルートといいますか、そういうつながらせ方はあるのかどうかという点をお伺いしたいです。

○稼農調査官 今行っているのは国における苦情の部分と人権侵害の部分について、双方を関連付けながら御報告をするというのが1つと、自治体でも同様にやっていただいているのが1つでございます。

直接の答えにはなっていないかもしれませんが、男女共同参画の視点から見ていただきますと、先ほど会長もおっしゃいましたが、連携は大事であると思っております。行政相談員に行政への苦情対応を主に現場ではやっていただいています。人権の部分は人権擁護委員にやっていただきまして、平成14年の意見決定でも、それぞれのスキルの向上も大事だということで、内閣府の方でも苦情処理研修という形で男女共同参画について

の意識を双方に持っていただくとともに、意見交換をしております。

また、各地で行政相談員であれば総務省で、人権擁護委員の方は法務省で、それぞれ研修体制が設けられており、その中で例えば地方の法務局において人権擁護委員の研修をやる時に男女共同参画を講義に取り入れてもらって、男女共同参画局の職員に講師依頼のお声をかけていただくなどの連携を図っています。

○江原補佐 補足でございますが、重大な人権侵犯事件がある県で発生して、その県の法務局長や人権擁護委員連合会の会長が、この事件にかかる人権課題についての啓発であるとか、あるいは人権侵犯事件の被害者救済を行った場合におけるその事件についての各関係機関への対策の呼びかけであるとか、そういった内容を声明という形でマスコミ等に公表するとともに、関係機関に要請することもございます。その場合に関係機関においてその提言を受けて、それぞれ連携して取組を行う例もございます。

○鹿嶋会長 結び付いていないように見えるけれども、人権侵害と行政の苦情の問題は、大どころでは結び付いているのですね。特に女性の暴力に関しては制度的な改善も必要ですし、また基本計画の重点分野の一つでもあるわけです。同時に暴力に直面するのは個人ですから、様々な人権侵害があるということで、両者は結び付いているわけです。

もう一つ、各自治体にも同様の制度があり、それぞれが対応していますが、国との連携はどうなっているのか、事務局で説明してください。

○江原補佐 人権侵犯事件の関係ですと、法務局とその他の国の機関や都道府県の関係機関との間で、例えば、高齢者や障害者の虐待の問題が生じた場合に、調査等を行うときに連携して行い、解決を図って、マスコミに公表して啓発するという例は何件もございますので、そういった意味の連携はございます。

苦情処理の関係につきましては、直接的な連携はないのですけれども、例えば都道府県の方から、こういった苦情が来ているのだけれども、国の方で対応している例がないかといった問い合わせはありまして、そういう意味での情報交換等の連携はございます。

○鹿嶋会長 よろしいでしょうか。ほかに質問等があればどうぞ。

○畠中委員 質問ですけれども、苦情内容等については、男女共同参画局で取りまとめられて、この専門調査会に報告されておられるのですが、公表はどうされているのですか。個々の事案等はそれぞれの関係機関が公表等をされていると思いますけれども、全体的に取りまとめたものについての公表はどうされているのですか。

○稼農調査官 本日の配布資料につきましては、今日の会議終了後にホームページに掲載いたしまして、公表いたします。苦情相談とは何ぞやという部分もありますので、これの説明部分もホームページに掲載することで公表させていただいているところでございます。

○鹿嶋会長 続きまして、議題2の今後の議論の進め方について、協議をしたいと思いません。この議題については前回の調査会で委員の皆さんの議論を踏まえて、私と事務局とで協議をして案を作成しました。それをたたき台にして議論を進めたいと思っております。

まず事務局に資料の説明をお願いします。

○江原補佐 前回の調査会での御協議の結果、平成27年12月頃の第4次基本計画の策定、あるいは平成26年7月頃の女子差別撤廃委員会への報告書の提出時期を念頭に置きつつ、この基本計画におけます成果目標や参考指標、あるいは先月6月に行いました年次報告、男女共同参画関係予算の報告、本日の苦情処理状況の報告のほか、当面の監視対象事項といたしまして、第3次基本計画におきまして、5年間に取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題、喫緊の課題とされております雇用・セーフティネットの再構築と、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現についての監視を行うこととなっております。

この協議結果を踏まえまして、鹿嶋会長と御相談をさせていただいた上で作成したものが、お手元の資料2と3でございます。資料2は今後5年程度のスケジュール、資料3は次回以降の当面のスケジュールを示しております。

それでは、資料2をご覧ください。本文の1つ目ですが、このスケジュール（案）は、現段階において想定される調査会における報告事項、監視対象課題等を記載したものです。内容については随時変更される可能性があることを明記しております。

下の方にスケジュール表を示しておりますが、これをお示ししましたのは、口頭で御説明を申し上げるよりも、表の形にした方が理解しやすいということもございまして、示しているものです。逆にこのような形でお示ししますと、この内容で固定され確定されるのではないかという御懸念を持たれるかもしれませんので、本文の1でそうではなく、現段階での仮のスケジュール（案）であり、随時変更されることを確認的に記しているところでございます。

次に本文の2つ目ですが、前回の調査会で当局から御説明を申し上げました男女共同参画の視点からの防災対応のように、基本計画において定める重点分野、あるいは女子差別撤廃委員会の最終見解の内容に関する国内外の動向といったものにつきましては、随時事務局の方から御説明を申し上げまして、委員の皆様の意見交換等をお願いすることがあることを記載しております。

その下の表でございますが、前回の調査会での御議論を踏まえて作成したものでございます。まず平成23年と平成24年につきましては、夏期、秋期と四半期ごとに課題を検討していくという話もございましたので、そういうふうに四半期ごとに分けております。

下の注にありますように、3月～5月、6月～8月という区分けでございますが、まず今年におきましては、この夏期の時期に6月に行った年次報告、今回行った苦情処理、来月に女子差別撤廃委員会へ中間報告が提出されることを書いております。この秋に「雇用・セーフティネットの再構築」、冬に「より多様な生き方を可能とする社会システムの実現」について、御協議いただくということを書いております。

平成24年の春期でございますが、これは課題が大きいものですから、若干ずれ込むかもしれないということで書いておりますが、仮に速やかに御審議の方が終わった場合には、この調査会で改めてどのような課題について監視対象とするかを御協議いただいた上で、

その重要課題について御審議をいただくことになろうと考えております。

資料3でございます。この秋以降の当面のスケジュール（案）を示しております。1回目、「雇用・セーフティネットの再構築」の関係につきましては、関係府省ヒアリングを2回に分けて行ってはどうかということを示しております。理由としましては、関係府省の説明事項がかなり多いものですから、1回で行うのは難しいということで分けております。その後、有識者からのヒアリングを行った上で、調査会で御協議をいただきまして、最終的に意見を取りまとめていただければと考えております。平成23年から24年にかけての予定（案）は以上でございます。

資料2に戻りまして、平成25年の後半頃から、女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項への対応状況全般の最終監視を平成25年後半から平成26年初め頃に行う必要があるのではなかろうかと考えております。それを踏まえた上で、平成26年7月に女子差別撤廃委員会へ定期報告がなされると考えております。その定期報告がなされた後くらいから、第3次基本計画に盛り込まれた施策全般につきまして、最終監視を行っていただいて、平成27年12月の第4次計画につなげていくということを現段階では考えております。

以上の案につきましては、現段階のものでございまして、その時々に応じまして、この調査会での御審議等を踏まえ、随時変更されるものということをお願いを最後に重ねて申し上げたいと思います。

○鹿嶋会長 前に議論をしましたように、第3次基本計画の中の喫緊の課題、改めて強調すべき課題という中で、当面は資料の3にありますように、いわゆる雇用・セーフティネットの再構築の問題について、議論をスタートしたいと考えております。

資料2を見ますと、上記以外の重要課題という言葉が幾つか羅列されていますが、これも喫緊の課題か強調すべき課題の中から、その状況に合わせてテーマを選択していきたいと思いますが、そうなるのかなり忙しくなることは確かです。女子差別撤廃委員会への最終見解への報告もありますし、平成26年に入りますと、第4次基本計画に向けて、第3次基本計画全体のフォローアップもしなくてはなりません。

事務局から報告していただきましたが、これについて皆さんの方から御質問とか御意見があれば、伺っておきたいと思っております。

○奥山委員 資料3の当面のスケジュールの中で、「雇用・セーフティネットの再構築」というテーマがありますが、セーフティネットというときにどのくらいの範囲のものか。セーフティネットというと生活保護という非常に狭い考えと、例えば住居であるとか附帯的な生活上の条件も含めたものであると考える場合と幾つかあると思うのですが、どの辺りをイメージしていらっしゃるのか、よろしければ教えていただければと思います。

○稼農調査官 ピンクのファイルに第3次基本計画がございます。3ページをお開きいただきますと、今後取り組むべき喫緊の課題となつてございまして、まずこの中から進めていこうという話になっております。

③が「雇用・セーフティネットの再構築」ということで、雇用の部分で言いますと、特

に男女間の賃金格差やM字カーブ問題の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題などがあります。様々な生活上の困難な世代への地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築とか個々人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を推進する。また、障害者等が複合的に困難な状況に置かれている場合に適切な支援を行うことが書いてございます。

具体的には第7分野の52ページをお開きいただきますと、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」が第3次計画で新たな分野として作成されたものでございまして、54ページに「セーフティネット機能の強化」という項目がございます。「セーフティネット」という用語はここに出てきてございますが、「非正規労働者の増加を始めとする雇用・就業状況の変化や、単身世帯の増加、人々のつながりの希薄化など家族や地域の変容といった経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行い、セーフティネットの機能の強化を図る」ということで、具体的に挙げていますのは、アの社会保険の適用拡大の検討、非正規雇用者の社会保険適用の問題、あるいはイの経済的自立を求める就労による部分でございまして。

雇用とセーフティネットという枠でございまして、焦点がぼけないように、雇用と裏腹の関係にあるセーフティネットの部分ということで、雇用・セーフティネットの部分でありますと、順番は別としまして、厚生労働省の施策の部分などを聞いていくような形になるかと考えております。

○鹿嶋会長 これについては今から議論をしますので、中身についてもこういうテーマを取り上げた方がいいというのがあれば、是非指摘をしていただきたいと思います。

雇用・セーフティネットの再構築を最初に取り上げたのは間違いではなかったと感じた、個人的な体験があります。私は、企業トップの皆さんと一緒にワーク・ライフ・バランス推進会議をつくっています。5年前に発足し、活動をしてきましたが、先ごろ委員の改選を行いました。

ワーク・ライフ・バランス推進会議は、政府が2007年にワーク・ライフ・バランス憲章を出す1年前、2006年に組織化しました。当時は背景に深刻な少子化問題がありましたが、今から再スタートをするに当たっては何が課題になるかという議論をしたところ、企業のトップの皆さんが一様に口をそろえたのは、非成長、すなわち経済の成長が見込めない中でのワーク・ライフ・バランスはどうあるべきかを議論すべきだというわけです。経済の非成長となると、雇用の問題はそれに密接に結び付いてきます。非正規もさらに増えていくだろうし、そういう中でのセーフティネットをどう構築するかは、まさに喫緊の課題そのものだという思いを強くしたわけです。我々はそこを最初に議論するわけです。

その意味で、最初のテーマとしてはよかったのかなと考えているのですが、意見がありましたら、どうぞ。

○原田委員 男女共同参画の世界で、私は広く知見を持っているわけではありませぬので、他の問題に比べて、これが一番緊急かどうか、皆様に対して自信を持って申し上げること

はできないのですが、日本の現状を考えて、雇用が非常に重要だということは確かです。結局、日本は会社に勤めているからセーフティネットがあるという仕組みになっていますので、そこから落ちてしまうとセーフティネットがなくなってしまう。立場の弱い女性は特にセーフティネットがなくなってしまうとは一般的に言えると思います。まずこれをするのは、非常にリーズナブルと思います。

○鹿嶋会長 ほかに御意見があれば、どうぞ。

○大谷委員 2点意見があります。1点目は、今後取り組むべき喫緊の中でも、雇用セーフティネットの再構築をまず取り上げるという御提案に賛成です。もう既にいろいろと理由は述べられているのですが、もう一点付け加えますと、社会権規約の審査が今の予定ですと来年度以降になると伺っております。社会権規約委員会から日本政府に対する質問事項を採択するための会期前の作業部会が来年5月にあると伺っております。

そういう意味からしますと、社会権規約は大変範囲が広いのですが、その中での貧困の問題ですとか、ナショナルミニマムで取り上げられている最低限度の生活、社会保険のテーマなどが入ってしまっていて、社会権規約全体に男女平等という条文がございますので、そうした項目の中でのジェンダーの視点ということを、このスケジュールでヒアリングをされて検討されると、社会権規約の審査にも大変かみ合った予定になっているかと感じました。

2点目は意見ですが、資料2の今後4年間の報告事項の中で、本年度、女性差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップ項目の中間報告があり、その次の定期報告が平成26年にあり、それがここに組み込まれて、それに沿ったスケジュールにしていることは大変素晴らしいことと思います。

その関係でもう一点取り上げていただくとありがたいなと思っていますのは、今年の8月にフォローアップ報告をして、それ自体に対する評価が恐らく今年10月とか来年1月等になるかと思いますが、そこでまた何らかの応答があると思われまます。

そのことともう一つは、国連の人権理事会で4年に一度、すべての加盟国が人権状況について審査を受けることになっております普遍的・定期的審査の1回目が、2008年に行われております。4年ごとですから単純に言いますと次が2012年ですが、2回目のサイクルで日本がいつ審査を受けるのかということがまだ公表されていませんので、はっきり分かりません。

ただ、それが例えば2012年とか2013年だとしますと、前回いろいろと勧告があったものを実施できているかどうか、条約の審査と同じような形でまたテーマになってきます。2008年に日本に対して勧告がなされたのが26項目あったと思いますが、それに対して一応日本が人権理事会でその勧告を受けるとした項目が記憶では13項目あり、その中に女性に対する差別的規定の改正という項目がございます。

そうした意味で、一旦今年フォローアップ報告がされ、それについての応答が女性差別撤廃委員会からありますが、今度は人権理事会の場でその履行がどうなっているかとい

うことが、平成 24 年ないしは 25 年頃にあると思われしますので、引き続きそのテーマ、特にフォローアップ項目のうちの一つの差別的規定の改正ということは、そこで一度短くても、やったばかりですのもう一回同じことをという比重は必要ないかもしれませんが、女性差別撤廃委員会からの応答の内容によって、どこかで入れていただければということをお提案したいと思います。

○鹿嶋会長 女性差別撤廃委員会と人権理事会のダブリは、女性に対する差別的規定だけですか。ほかにもあるのですか。

○大谷委員 女性差別撤廃委員会から 2009 年に勧告を受けたもの全体を見ますと、ほかにもダブリはあると思います。記憶しているもので言いますと、暴力とか移住女性の問題、人身取引等があったと思いますが、特にフォローアップ項目の中で重なっているのは差別的規定の点だけです。

○鹿嶋会長 私も初めて聞きました。更に忙しくなりそうな気配ですね。

松下委員、地方の立場から是非、これからのスケジュール等も含めた御意見をお伺いしたいと思います。

○松下委員 私も今、大谷委員がお聞きになったことがどうなっているか、フォローアップの勧告のことが気になっていたので、お聞きできてよかったです。今後、雇用とセーフティネットをやられることについても同じです。というのも、女性会館におりまして、就労の相談とか転職の相談、再就職の相談は多いです。去年は 30 歳前後の働くシングル女性の就業継続のための講座をやったのですが、年収を聞くと正規で働く皆さんの年収が 200 万円台なのです。本当に雇用状況、経済状況は厳しくて、今、講座などをやっても小学生の子どものお母さんはほとんど来ません。もう働いている。それも非正規で働いているという現状があります。すごく世の中は厳しくなっているなと思いました。

去年は貧困シリーズという大変な言い方なのですが、子どもの貧困と高齢期の貧困、4 月には全体的な貧困問題についての講座を 3 回やりました。いずれも定員を超える申込みがあって、特に高齢期の貧困のときは 4 倍近いお申込みがありました。でも、結局のところは講座ですので、大学の先生にこういう問題があるということをお話ししていただいただけでした。そこに来られた高齢期の方が、「私は解決策を聞きたかった」と怒ってしまわれて、こちらの方で講座の趣旨をお話しして、最終的には納得して帰っていただきました。

その中に若い男性も来ていて、その方はおばあさんに育てられて、おばあさんが生活保護を受けたりして、自分の境遇がよくなったり悪くなったりという育ち方をしたそうです。「もともとの就労の状況が老後とか年金にも反映しているし、ジェンダーと貧困問題がすごく大きな影響があるのだということが今日の講座で分かった」と、フォローしてくださったということもありました。ですから、雇用・セーフティネットを取り上げられるのはとてもいいと思います。

○鹿嶋会長 この議論が始まったら、松下委員に今のような話を 1 回報告してもらっても

いいかもしれませんね。そのときは是非よろしく願いいたします。

家本委員、どうでしょうか。

○家本委員 この調査会のテーマになるのかどうかわからないですけれども、喫緊の課題その他で山積みだと思うのですが、企業の取組のところでは第3次の計画が出て、いろいろと示されて、企業も意識を付けていかなければならないという中で、一方でももちろん、今の経済環境とか震災の後でそれどころではないという話もあるのかもしれないですけれども、当然雇用やセーフティネットの話をしていくのであれば、企業はこの第3次計画が出た後にどういう取組をしているのかということについても見ていくタイミングがどこかであるのかなと。

それも大企業の話だけではなくて、中小企業団体とかの話で、そもそも余裕がない、取り組めないという意見も逆に言うとも出てくることも一つの想定なのかもしれないですけれども、そのままほったらかしにしておくわけにもいかないところがあるのかなと。逆に第4次計画までの何年間で何か細かく修正をするなり、手を入れるなりというところがあるのであれば、早めに取り組んだ方がいいのかなと思ひまして、喫緊の課題のテーマで横串と縦串でどこかで当たるところがありそうな気がするのですけれども、そういう角度のところもあった方がいいのかなと感じました。

○鹿嶋会長 山谷委員、どうですか。

○山谷会長代理 この第3次計画と第4次計画の話ですけれども、国家全体の基本計画、戦略的なのだと思うのです。そこでのプラン・ドゥー・シーの話がある。他方、実は松下委員やほかのメンバーと一緒に別の研究会もつくってしまして、つまり現場でどうなっているのか、あるいは現場の女性センターなどでやられている方々はどんなところで苦勞をしているのか、つまり現場のプロジェクトレベルくらいのプラン・ドゥー・シーもあるのですね。両方が別次元で動いているような気がして、そここのところが歯がゆい感じが印象としてはあります。

それは次の議題の議論になるのだらうと思ひますけれども、何%達成したかという成果目標ですね。これが国家全体の戦略を認識する上では意味があるのかもしれないのですが、この数字で何が現場でどう変わっているのかというのが出てこないところに非常に大きな問題がある。多分英語で言えば、プログラムレベルで何かをつくる必要があるのだらうということだらうとは思ひますけれども、これは私自身の研究テーマでもあるので、自分でも勉強をしたいと思ひています。

○鹿嶋会長 二宮委員、どうですか。

○二宮委員 すごく楽しみにしています。特に学生とかと話しているときに、M字型カーブの問題で、基本的に底を打って戻るという話ですけれども、その戻ったときが非正規でパートとかで戻っているのか、正規で戻っているのか。その辺の質的な状況があのM字型カーブではわからない状況もあって、その意味で言うと、本来であればMで戻るときに正規で戻る率と非正規で戻っている率と、その辺の違いとかが明確に出るようなグラフとか

指標とか、そういう分析とかは何かあるのか。一般的な疑問とかも含めて、こういう形でプレゼンをしていったら、もう少し実態に即した形の状況が分かると思います。

このように聞きたいなというのがたくさんあるのですけれども、基本的にこの場でのやり取りだけなので、事前にこういうのを仮に勉強したときに、こういうのを見てみたい、こういうのはできないのか、仕事を増やして申し訳ないのですけれども、そういう問い合わせの機会も入れてもらえるとすごく有り難いと思います。

○中垣調査課長 二宮委員からの御指摘の点に関する資料につきましては、ピンクのファイルの中の一番最後の男女共同参画局のパンフレットにあります。その 18 ページをご覧ください。真ん中のグラフがいわゆるM字カーブを雇用形態別に分けたものでございまして、御指摘のとおり、20 代の後半までの段階のMの最初の出っ張りをつくっているのは正規社員ですけれども、その後、40 代の後半でのM字のもう一つの山に戻る時点ではパート・アルバイトになっているところが多いというのが、ここから見て取れるかと思えます。

更に言いますと、23 ページの一番下に女性の働き方の希望と現実というライフステージ別が載っております。左側が女性が本来実現したいライフプランでございまして、Vになっておりますけれども、子どもが3歳以下のときには働きたくないけれども、子どもが幼稚園や保育園に入ったりすると、そろそろ仕事を開始したいというのが大部分の女性の希望です。

ただ、そこでの女性の希望は、フルタイムだけれども、残業がないとか、短時間とか家でできる仕事がいいという人が多いという格好になっている。フルタイムで残業もある仕事をしたいと思っている人は少ない。右側に働き方の現状がありまして、この理想的な女性が望むような働き方はなかなか見つけにくいところもあるものですから、結果として働かないとか、パート・バイトという形が多くなるという現実と希望の違いが出ています。こういう分析については、できるだけ御紹介をしていきたいと思っております。

○二宮委員 これについては国内外との比較とかはありますか。

○中垣調査課長 Mがあるとかないとかいうことだと、白書にも出ているのですけれども、働き方の差ということでは、ここではお示ししていません。

○鹿嶋会長 奥山委員は何かありますか。

○奥山委員 これから議論が深まると思いますので、楽しみです。

○鹿嶋会長 それでは、次回から雇用・セーフティネットの再構築についての監視を行っていきたく思います。最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○江原補佐 本日も御熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございます。いつものように議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表をさせていただきます。議事録につきましても事務局が作成したものを本日御出席の委員の皆様にご確認いただいた後、会長の御了解を得て公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

次回の監視専門調査会の日時、場所につきましては、現在調整しているところでございますので、決まり次第、皆様に御連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

○鹿嶋会長　これで第4回「監視専門調査会」を終わります。どうもありがとうございました。